

○甲府市プロモーションキャラクターこうふPR大使武田ハルクンの使用に関する要綱

令和3年4月1日

市 第 1 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲府市プロモーションキャラクターこうふPR大使武田ハルクン(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターの名称及びデザインは、次のとおりとする。

(1) 名称 こうふPR大使武田ハルクン

(2) デザイン 別に定める甲府市プロモーションキャラクターこうふPR大使武田ハルクンデザインマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)のとおり

(権利の帰属)

第3条 キャラクターの使用に関する一切の権利は市に帰属する。

(使用の承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、甲府市プロモーションキャラクター使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 学校において教育等の目的で使用するとき。

(2) 市の関係機関が使用するとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が申請書の提出を要しないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を承認するものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(3) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教を支援するような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(5) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。

(6) 甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、甲府市プロモーションキャラクター使用(変更)承認書(第2号様式。以下「使用承認書」という。)又は甲府市プロモーションキャラクター使用(変更)不承認通知書(第3号様式。以下「不承認通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、キャラクターの使用の承認に際し、その使用方法について条件を付することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)キャラクターの使用の承認を受けた目的、内容、期間のみに限りキャラクターを使用すること。
- (2)第4条第4項の規定により付された条件に従うこと。
- (3)キャラクターの使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4)デザインマニュアルに従い、適切に使用すること。
- (5)キャラクターを使用した商品の製造又は役務を他の者に委託して行わせる場合は、その受託者がこの要綱の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (6)キャラクターを含む商標、意匠等の登録、その他著作物に関する自己の権利の登録又は権利の主張を行わないこと。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、キャラクターの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、甲府市プロモーションキャラクター使用内容変更申請書(第4号様式。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、変更を承認するときにあつては使用承認書により、変更の承認をしないときにあつては不承認通知書により、使用者に通知するものとする。

(承認の消滅)

第8条 第4条の規定により受けたキャラクターの使用の承認は、次のいずれかに該当する場合は、その日をもって消滅するものとする。

- (1)使用期間が経過したとき。
- (2)使用目的が消滅したとき。

(承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の承認を取り消すことができる。

- (1)使用の申請又は変更の申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2)使用者が第6条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長がキャラクターを使用することが不相当と認めるとき。

2 市長は前項の規定により使用の承認を取り消すときは、甲府市プロモーションキャラクター使用承認取消通知書(第5号様式)により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、キャラクターを使用した商品の使用、配布、販売、掲示等又は役務の提供をしてはならない。

(報告等)

第10条 使用者は、キャラクターを使用した商品の完成品を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難である場合又は役務を提供した場合については、写真その他の商品又は役務の提供の状況を確認できる資料を提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、キャラクターの使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(責任)

第11条 使用者が実施する事業及び販売する商品または役務の安全性・品質及びこれらの表示等については、すべて使用者において責任を負うものとする。

2 使用者は、キャラクターの使用により第三者に損害を与えたときは、その一切の責任を負うものとする。また、キャラクターの使用の承認の取消しにより使用者又は第三者に生じた損害についても、同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市プロモーションキャラクター使用承認申請書

（あて先）
甲府市長

申請者 住所
氏名 印
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

甲府市プロモーションキャラクターを使用したいので、甲府市プロモーションキャラクターこうふPR大使武田ハルクんの使用に関する要綱を確認し、理解した上で次のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 内 容 （概要・使用場所・ 数量・価格等）			
使 用 期 間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
データ提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（データ形式はaiデータとなります）		
担 当 者	住 所	〒	
	所 属		氏 名
	電 話		FAX
	E-mail		

※添付書類

- 1 申請者の概要が確認できる書類（個人が申請する場合は除く。）
- 2 キャラクターの使用目的と内容が分かる書類（企画書・予算書・図案等）

発第 号
年 月 日

甲府市プロモーションキャラクター使用（変更）承認書

様

甲府市長



年 月 日付けで申請のありました 甲府市プロモーションキャラクターの使用について、次のとおり承認します。

承認番号	
使用目的	
使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
条件	① キャラクターの使用に当たっては、要綱を遵守し承認した目的以外に使用しないこと。 ② デザインマニュアルを遵守し、適切に使用すること。 ③ キャラクターの使用に係る経費は、使用者が負担すること。 ④ キャラクターを含む商標、意匠等の登録出願を行わないこと。 ⑤ 使用内容を変更しようとするときは、使用内容変更申請書により承認を受けること。 ⑥ 使用内容を無断で変更した場合は、承認を取り消すことがある。 ⑦ その他（ ）

※特記事項 キャラクターを使用した商品の完成品を速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合又は役務を提供した場合は、写真その他の商品又は役務の提供の状況を確認できる資料を提出すること。

第3号様式（第4条、第7条関係）

発第 号
年 月 日

甲府市プロモーションキャラクター使用（変更）不承認通知書

様

甲府市長

印

年 月 日付けで申請のありました 甲府市プロモーションキャラクターの使用については、次のとおり承認しないことを通知します。

【承認しない理由】

年 月 日

甲府市プロモーションキャラクター使用内容変更申請書

（あて先）
甲府市長

申請者 住所
氏名 印
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け承認番号 で承認を受けた内容について、使用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

承認番号			
変更内容	（変更前）		
	（変更後）		
変更理由			
担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	電話		FAX
	E-mail		
備考			

※添付書類 使用内容の変更が分かる書類（企画書・予算書・図案等）

第5号様式（第9条関係）

発第 号
年 月 日

甲府市プロモーションキャラクター使用承認取消通知書

様

甲府市長



年 月 日付けで通知しました 甲府市プロモーションキャラクターの使用承認については、次の理由により取り消します。

【取消理由】